平成２１年（フ）第２号
千葉県夷隅郡御宿町新町482番地
破産者　内山　　浩
1　決定年月日　平成21年９月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所一宮支部破産係

平成２１年（フ）第４８号
千葉県夷隅郡御宿町久保1800番地27
破産者　岩瀬三重子
1　決定年月日　平成21年９月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所一宮支部破産係

平成２１年（フ）第６３号
千葉県夷隅郡御宿町新町481番地
破産者　有限会社内山商店
1　決定年月日　平成21年９月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所一宮支部破産係

平成１９年（フ）第２７４号
佐賀県西松浦郡有田町赤坂丙2843番地12
破産者　舘林建設株式会社
1　決定年月日　平成21年９月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
佐賀地方裁判所武雄支部

平成１８年（フ）第８３号
鹿児島県奄美市笠利町大字里421番地
破産者　丸田　照諒
1　決定年月日　平成21年９月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
鹿児島地方裁判所名瀬支部

平成２１年（フ）第４９号
青森県五所川原市金木町芦野234番地207
破産者　中野　　治
1　決定年月日　平成21年９月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
青森地方裁判所五所川原支部破産係

平成１７年（フ）第２０９号
岩手県一関市川崎町薄衣字町裏２番地
破産者　株式会社丸卓建設
1　決定年月日　平成21年９月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
盛岡地方裁判所一関支部

平成２０年（フ）第２１１号
山形県上山市旭町３丁目１番16号
破産者　有限会社オートステージ南
1　決定年月日　平成21年９月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
山形地方裁判所民事部

平成２０年（フ）第４５０号
山形市七日町３丁目３番28号
破産者　有限会社真未
1　決定年月日　平成21年９月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
山形地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第８２号
群馬県邑楽郡板倉町大字飯野141番地の１
破産者　有限会社荒井ガン吹付工業
1　決定年月日　平成21年９月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
前橋地方裁判所太田支部

平成２１年（フ）第６８２号
横浜市中区野毛町２丁目78番地２
破産者　有限会社エフ・イー・シー
1　決定年月日　平成21年９月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１１６１号
横浜市鶴見区寛政町23番地21
破産者　株式会社アートストーン
1　決定年月日　平成21年９月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第２４２号
川崎市幸区下平間205番地
破産者　ギャランティーハウジング株式会社
1　決定年月日　平成21年９月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２０年（フ）第１８１号
石川県小松市粟津町イ３番地１
破産者　山正建設株式会社
1　決定年月日　平成21年９月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
金沢地方裁判所小松支部

平成２１年（フ）第２０７号
長野県下高井郡山ノ内町大字佐野2592番地の３
破産者　有限会社日野屋旅館
1　決定年月日　平成21年９月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長野地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第５１号
静岡県伊豆市熊坂240番地
破産者　株式会社メディックス
1　決定年月日　平成21年９月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２０年（フ）第２４４号
名古屋市天白区鴻の巣１丁目2212番地　エーデルハイム102号
破産者　髙山　茂雄
1　決定年月日　平成21年９月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第１２６６号
名古屋市北区辻町字流１番地の１
破産者　有限会社タワーゴルフ
1　決定年月日　平成21年９月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２０年（フ）第６８５号
大阪市西成区南津守６丁目５番51号
破産者　伊豫鐵工株式会社
1　決定年月日　平成21年９月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２０年（フ）第６７０５号
大阪市北区梅田１丁目２番２－Ｂ200号
破産者　株式会社天の橋立
1　決定年月日　平成21年９月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２０年（フ）第８１８３号
大阪市浪速区敷津西１丁目４番13号
破産者　株式会社芦谷安治商店
1　決定年月日　平成21年９月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第９５４号
大阪府茨木市東福井２丁目１番15号
破産者　大西建設工業株式会社
1　決定年月日　平成21年９月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部